

第26回総会 令和4年7月29日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、7月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局長 今月は、相続届出5件、使用貸借合意解約1件、賃貸借合意解約8件が提出されておりますのでご報告いたします。これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和4年度第26回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。農業委員14名 推進委員5名、合計19名の出席であります。本日の議案件数であります、7件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。3番 ○○委員、27番 ○○委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第144号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第144号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページの通り申請件数は1件であります。

1番を説明します。申請者：平郡の○○、申請地：大字平郡字○○番1、登記：畑、現況：山林原野、面積1,309㎡、申請内容・目的：山林転用、内容：杉の植林であります、既に杉が植林されており、始末書が添付されています。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

14番 今回は、本日欠席されておりますが、26番 ○○委員と私(14番 ○○委員)が会長の命を受けまして、7月20日午前8時40分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、事務局より、緒方局長、清係長同行のもと、農地法第4条1件、農地法第5条

5 件、非農地証明 3 件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしくお願ひします。尚、非農地証明調査には、3 番 ○○委員 29 番 ○○委員にも同行いただきました。

事務局 1 番を説明します。申請地は、三納地区の○○集落で、○○から西へ約 500m 行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。この申請地は、昭和 16 年頃、申請人の祖父が杉を植林され、平成 3 年に申請人が伐採、平成 4 年 3 月頃に再び杉を植林されたもので、違反転用是正のための転用申請です。この案件は、既に植林済のため、始末書が添付されています。周囲は、全てが山林・原野に囲まれています。雨水は、自然浸透により排水します。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 145 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 145 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 2～3 ページの通り申請件数は 5 件であります。

1 番を説明します。受人：右松の○○、渡人：新町の○○、申請地：新町○○番外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,245 m<sup>2</sup>、申請事由：宅地分譲用地、権利の内容：売

買による所有権移転、主な内容は、宅地分譲5区画の造成であります。

議 長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

14 番 1番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約300m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、分譲住宅用地を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は田、西側は道路、南側は住宅、北側は道路となっています。雨水は、敷地内の南側から側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、ブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされ、同意も得ているとのことです。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は〇〇円となっています。

議 長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：上町の〇〇、渡人：新町の〇〇、申請地：新町〇〇番1、

登記：畑、現況：雑種地、面積338.52㎡、申請事由：一般個人住宅用地、権利の内容：

売買による所有権移転、主な内容は、一般個人住宅1棟の建築であります。既に雑種地化しており、始末書が添付されています。

議長 2番について、事務局の報告をお願いします。

事務局 2番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約300m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。この申請地は、現在農地として耕作されておらず、周辺の土地開発に伴い、農地法の許可なく残土置き場及び工事車両の駐車場として利用され、砂利石が広げられている状態です。違反転用を是正し、新たに一般個人用住宅を建設するための転用申請です。この案件については始末書が添付されています。周囲は、東側は〇〇、西、南、北側は宅地となっています。雨水は、敷地内の排水溝から、東側道路側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロック壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあたり、第3種農地となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。なお、土地の購入価格は、〇〇円となっています。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局 長 3番を説明します。受人：小野崎町の〇〇、〇〇、渡人：右松の〇〇、桜川町の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番4、登記・現況ともに畑、面積257㎡、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅1棟の建築です。

議 長 3番について特別調査員の報告をお願いします。

14 番 3番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から南東へ約400m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇、〇〇さんが、〇〇さん、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は住宅、西側は住宅、南側は道路、北側は住宅となっています。雨水は、敷地内の南側から側溝に流します。生活排水は、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされており、同意も得られているとのこと。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：右松の〇〇、渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番1、登記・現況ともに田、面積655㎡、申請事由：一般住宅用地、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は：一般個人用住宅1棟の建築です。

議 長 4番について事務局の報告をお願いします。

事務局 4番を説明します。申請地は、妻地区の〇〇集落で、〇〇から南へ300m程行き、〇〇の南側にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。周囲は、東側は市道、西側は田、南側は畑、北側は雑種地となっています。雨水は敷地内の排水溝から、北側側溝に流します。生活排水については、下水道を利用します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周辺にブロック壁等を設置し、土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者等へ説明もなされています。この申請地は、公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第2種農地となります。また、この申請地面積は655㎡と一般個人住宅の転用基準の原則500㎡を越えていますが、受人は、〇〇を営み、事業用の重機や車両を置くため必要な面積として申請がなされています。調査員一同許可相当と判断しました。なお、土地の購入価格は、〇〇円となっています。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：兵庫県の〇〇、渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況ともに田、面積1,140㎡、申請事由：太陽光発電施設の設置、権利の内容：売買による所有権移転、主な内容は、太陽光パネル288枚の設置であります。

議 長 5番について特別調査員の報告をお願いします。

14 番 5番を説明します。申請地は、都於郡地区の〇〇集落で〇〇から南東へ約100m行った所の農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。申請人の〇〇さんが、〇〇さんから売買により所有権の移転を受け、太陽光発電施設を設置するために申請されたものです。周囲は、東側は倉庫、西側は山林、南側も山林、北側は道路となっています。転用に伴う周辺への土砂流出等については、盛土等の造成はないため懸念するところはありません。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされています。この申請地は、農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 この土地の購入価格は、〇〇円となっています。

議 長 5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 146 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。  
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 146 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4  
から 5 ページの通り、申請件数は 8 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、受人の権利取得後の農業経営の意思並びに  
耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を  
総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が  
当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認  
事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項  
等については、担当者が報告いたします。

1 番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字調殿字〇  
〇番 1 外 3 筆、登記・現況ともに田及び畑、面積 2,618 m<sup>2</sup>、権利の内容：賃貸借権の  
設定であります。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 1 番を説明します。今回の申請は、共に穂北の〇〇集落在住で、受人〇〇さんは、  
渡人の〇〇さんが高齢で耕作困難なため、〇〇の農地に賃貸借権を設定するものです。  
受人〇〇さんは、〇〇農家であり、借地では〇〇を作付けすると聞いています。借地  
のみでは、農地法第 3 条の 50a 要件を満たさないため、次の 2 番の申請で受人として、  
農地を購入することになっています。農機具もトラクター、軽トラ等一式揃っており、  
何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)



議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番の説明をお願いします。

局 長 2番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：埼玉県〇〇、申請地：大字南方字  
〇〇番3、登記・現況ともに田、面積2,066㎡、権利の内容：売買による所有権移転  
です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23番 2番を説明します。受人は、1番と同じ〇〇さんです。渡人の〇〇さんの売買の希望  
と〇〇さんの農地法3条の面積要件も整ったことから、売買に至ったものであります。  
受人の〇〇さんの営農状況等は、1番で説明したとおりです。皆さまのご審議をよろ  
しくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 申請地の売買価格は、10a当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番の説明をお願いします。

局長 3番を説明します。受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番外1筆、登記・現況ともに田、面積1,067㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

1番 3番を説明します。この申請は、先月の総会で許可承認された案件です。先月申請の渡人、〇〇さんが入院され、手続きが進まないことから、共有者の〇〇さんが、渡人となって申請されたものです。申請地は、穂北地区の〇〇集落で、先月説明した通り、山の下での農地です。詳細は、配付済みの地図を参照してください。受人の〇〇さんが、〇〇さんより贈与によって所有権移転するものです。〇〇さんは、〇〇30a、〇〇200aを作付けされ、農業に必要な機械類等は一式揃っています。50aの要件も満たし、取得した農地は、〇〇を作付けすると聞いています。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 6月の申請との関連を説明します。本来6月の申請で終了する予定でしたが、6月申請の渡人、〇〇さんが倒れられ、文字が書けない状況で登記が進まないことから、今回共有者の一人〇〇さんが、共有分の申請を行い、〇〇さん以外の共有者については、持ち分放棄の手続きにより、所有権登記を進めていく予定であります。〇〇さんの共有分につきましては、今後、病状等を見ながら対応していくことになります。

議長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4番の説明をお願いします。

局 長 4番を説明します。受人：黒生野の〇〇、渡人：同居人の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番3外2筆、登記・現況ともに田、面積2,616㎡、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20番 4番を説明します。今回の申請は、妻地区、〇〇に住む〇〇さんから息子の〇〇さんへ農業継承のための贈与となります。農地の場所につきましては、配付済みの地図を参照してください。受人は、〇〇と〇〇で1町1反ほど作付けしており、現地も〇〇〇を作付けし、農地として活用していくことを確認しています。農機具も田植機、トラクター、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っております。周辺作物への影響もなく、農地法第3条による50a以上の作付けについても問題ないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5番の説明をお願いします。

局 長 5番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：広島県の〇〇、申請地：大字三納字

〇〇番 2、登記・現況ともに田、面積 1,240 m<sup>2</sup>、権利の内容：贈与による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 5番を説明します。今回の申請は、広島県に住む渡人の〇〇さんから、受人の〇〇さんへの贈与となります。〇〇さんは、三納でも大規模な〇〇農家であります。今回渡人〇〇さんの農地は、受人〇〇さんの叔父から相続で取得したのですが、広島在住では管理ができないことから、規模拡大を求める〇〇さんへ贈与に至りました。農地の場所は、配付済みの地図を参照してください。大規模な〇〇農家で、何ら問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に6番の説明をお願いします。

局 長 6番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇

〇番、登記：田、現況：畑、面積 581 m<sup>2</sup>、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 6番を説明します。今回の申請は、渡人の〇〇さんから、受人の〇〇さんへの売買となります。農地の場所は、三納の〇〇集落内の土地です。この農地は、以前〇〇さ

んが、〇〇さんから売買で取得したのですが、今回受人の〇〇さんの住居から近いこともあって、〇〇さんへ譲って欲しいと相談したところ、自宅から遠いことから〇〇さんも了承し、売買に至りました。〇〇さんは、主に〇〇を作付けする農家ですが、農地法第3条の50a以上の作付け要件や農機具等も一式揃っており、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 申請地の売買価格は、10a 当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7番の説明をお願いします。

局 長 7番を説明します。受人：三納の〇〇、渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇

〇番57、登記・現況ともに畑、面積72㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27番 7番を説明します。今回の申請は、三納の〇〇集落の渡人、〇〇さんから、同集落の〇〇さんへの売買となります。場所の詳細については、配付済みの地図を参照してください。受人の〇〇さんは、大規模な〇〇業を営んでいましたが、現在は、〇〇を1町程植えており、〇〇を抜根して、秋には〇〇を、冬には〇〇を植えると聞いています。申請地には、〇〇を植え農地として活用することを確認しています。農地法第3条の50a以上の作付け要件や農機具等も一式揃っており、問題ないと判断しました。

皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 申請地の売買価格は、10a 当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に8番の説明をお願いします。

局 長 8番を説明します。受人：宮崎市の〇〇、渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番17外1筆、登記・現況ともに畑、面積4,968㎡、権利の内容：売買による所有権移転です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

22番 8番を説明します。今回の申請は、三財の〇〇集落の〇〇さんから、宮崎市の〇〇さんへの売買です。申請地は、〇〇から〇〇方面へ2km程登った所の農地です。受人の〇〇さんは、住所は宮崎市ですが、三財〇〇集落の実家を拠点として農業に従事しています。現在、〇〇の作付け規模を拡大させており、申請地にも〇〇を作付けすると聞いております。農地法第3条の50a以上の面積要件や農機具等も一式揃っており、〇〇の植栽で周辺の農地環境も良好になると思われ、問題ないと判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 申請地の売買価格は、10a 当たり〇〇円となっています。

議 長 説明がありました8番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第147号空き家に附属した農地指定の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第147号空き家に附属した農地指定の承認については、6ページの通り2件申請がなされています。先ず1番を説明します。申請者：児湯郡高鍋町大字〇〇番地1〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・田、現況・畑、面積502㎡です。

議 長 ここで担当委員の説明をお願いします。

3 番 1番について報告します。申請地は、三財の〇〇集落内の農地であります。詳細については、お手元の地図を参照ください。〇〇から西へ約200m進んだ所にある農地になります。今回の申請は、高鍋町に住む〇〇さん所有の農地を、空き家に附属する農地と指定するものであります。空き家については、〇〇さん所有で、空き家バンクに登録してあることを確認しています。現地は、遊休農地化しております。空き家の敷地内にあることから、住居人が耕作しないと、管理困難な農地でありますので、問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の補足説明をお願いします。

事務局 空き家の場所については、今回申請地のすぐ北側になります。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定いたします。

議 長 次に2番の説明を求めます。

局 長 次に2番を説明します。申請者：奈良県香芝市〇〇番地10 〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番3、登記・現況ともに畑、面積704㎡です。

議 長 ここで担当委員の説明をお願いします。

6 番 2番について報告します。申請地は、三納の〇〇集落内の農地であります。農地の場所については、お手元の地図を参照ください。〇〇から南西へ約200m進んだ所にある農地になります。今回の申請は、奈良県に住む〇〇さん所有の農地を、空き家に附属する農地と指定するものであります。空き家については、〇〇さん所有で、空き家バンクに登録してあることを確認しています。現地は、遊休農地化しており、空き家の敷地内にあることから、住居人が耕作しないと、管理困難な農地でありますので、問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。

議 長 事務局の補足説明をお願いします。

事務局 空き家の場所については、今回申請地のすぐ東側になります。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。



(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定いたします。

議長 議案第 148 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局長 議案第 148 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認につきましては、農用地利用集積計画の公告です。議案書 7 ページの所有権移転分 1 件を説明させていただきます。

1 番 受人：南方の〇〇、渡人：南方の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 1 外 1 筆、登記・現況ともに田、面積 1,840 m<sup>2</sup>です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 8 月 5 日を予定しております。

議長 それでは説明のありました、1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 148 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について、貸借権設定分を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 148 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による、農用地利用集積計画の公告（貸借権設定）については、議案書 8 ページの通り 1 件であります。

1 番。受人：三納の〇〇、渡人：清水の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番、登記・現況ともに畑、面積 2,716 m<sup>2</sup>、令和 4 年 8 月から 10 年間の使用貸借権の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 4 年 8 月 5 日を予定しております。

議長 それでは、説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 149 号農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による承認について（農地中間管理権の取得）を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 149 号農業経営基盤強化促進法第 19 条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）（貸借権設定）については、議案書 9～20 ページの通り 18 件申請がなされていますが、すでに委員の皆様にはご案内させていただいておりますが、申請番号 1 番を代表して、説明させていただきます。

1 番 受人：宮崎市の〇〇、渡人：旭 1 丁目の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番外  
2 筆、登記・現況ともに田、面積 7,932 m<sup>2</sup>、令和 4 年 9 月から 4 年 10 ヶ月間の賃貸借  
権の新規設定です。尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構  
想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、  
耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要  
件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。  
法定公告については、令和 4 年 8 月 5 日を予定しております。

議 長 代表 1 番の説明がありましたが、1 番から 18 番について、一括して審議をお願いし  
ます。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 150 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 150 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。  
今回の非農地証明交付申請は、議案書 21 ページの通り 3 件であります。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字平郡字〇〇番外 1 筆、地目：台帳・畑、  
現況・原野、面積 984 m<sup>2</sup>、所有者：宮崎市〇〇番地、氏名：〇〇、非農地判断は、事  
由 4 となっています。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

29 番 1 番を説明します。申請地は、三納地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有する農地ではありますが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に番号2の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号2、土地の所在：大字平郡字〇〇番、地目：台帳・畑、現況・原野、面積489㎡、所有者：小林市〇〇番地2、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4となっています。

議 長 番号2について地元委員の説明を求めます。

29 番 2 番を説明します。この申請地も、三納地区の〇〇集落にあり、1番と隣接しています。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有する農地ではありますが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に番号3の説明をお願いします。

局 長 非農地証明明細番号3、土地の所在：大字下三財字〇〇番1外2筆、地目：台帳・畑、現況・原野、面積1,398㎡、所有者：宮崎市〇〇番地4、氏名：〇〇、非農地判断は、事由4となっています。

議 長 番号3について地元委員の説明を求めます。

3 番 3 番を説明します。申請地は、三財地区の〇〇集落にある農地です。詳細については、配付済みの地図を参照してください。今回の申請は、申請人の〇〇さんが所有する農地ではありますが、10年以上耕作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。また、農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから、事由4に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 3 時 34 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_

27 番 \_\_\_\_\_